

融資申込みから実行までの手順

①取扱金融機関への申込

制度融資申込書、信用保証協会所定の申込書等の必要書類一式を下記の取扱金融機関へ提出します。



②審査委員会にて申込み内容の審査

市、金融機関、信用保証協会にて構成される審査委員会にて申込み内容の審査を行います。



③信用保証協会の保証決定

審査委員会にて決定された条件に基づき、信用保証協会が保証の決定を行います。



④融資の実行

信用保証書の交付を受けた金融機関から融資が実行されます。

下松市中小企業制度融資のご案内



笠戸大橋



笠戸島夕日岬



下松スポーツ公園

下松市中小企業制度融資とは

市内中小企業の皆様に対し、経営上必要な資金の調達を支援するため、市・金融機関・信用保証協会が協力して融資を行うものです。

保証付融資を利用された方については、その信用保証料の全額を市が助成します（一部融資除外）。また、貸付原資の一部を金融機関へ預託することにより、金融機関からの円滑な資金融資を支援しています。

お申込みに必要な主な書類等

- ・市制度融資申込書
- ・信用保証協会所定の申込書一式の写し
- ・個人情報の提供に関する同意書
- ・決算書及び申告書の写し
- ・市税完納証明書及び印鑑証明の写し
- ・履歴事項全部証明書（法人の登記簿謄本）の写し
- ・定款の写し（添付不要な場合あり）
- ・許認可証の写し 等

※このほかに融資・資金ごとに別途必要となる書類があります。

詳しくは、下松市HPにてご確認ください。



下松市HP はこちら

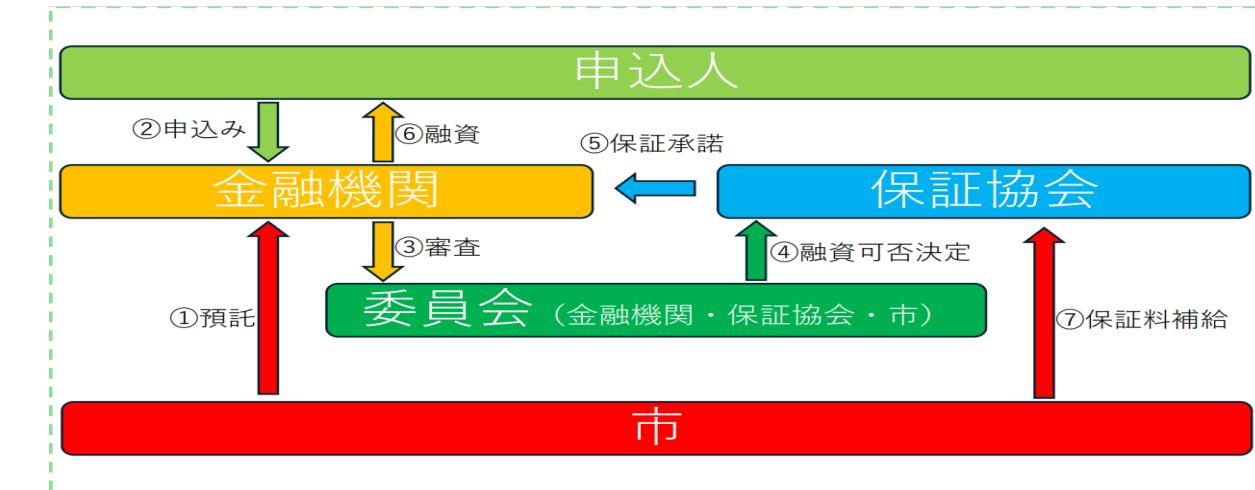
取扱金融機関

- ・山口銀行、西京銀行、広島銀行、東山口信用金庫（下松市内の各支店に限る）
- ・商工組合中央金庫徳山支店（中小企業振興資金融資のみ取扱い）

問い合わせ先

- ・下松市産業振興課（市役所4階⑥番窓口）
〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号 TEL: 0833-45-1745/FAX: 0833-45-1849
- ・山口県信用保証協会 周南支店
〒745-0075 周南市緑町一丁目75番2 TEL: 0834-31-5060

【図】下松市中小企業制度融資のしくみ



ご利用いただけの方の主な要件

- ① 市内に住所を有する個人の方、市内に事務所又は事業所を有する法人の方
- ② 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種と同一業種を営んでいる方
- ③ 市税を完納されている方

※このほかに融資・資金ごとに条件等があります。

詳しくは、下松市HPにてご確認ください（下松市HPに遷移する二次元コードは裏表紙に掲載しております）。



下松市公式マスコットキャラクター
くだまる